⑺　使用する主要な資機材　コンクリート約7,500㎥、鉄筋約970ｔ、鉄骨約12ｔ、ガラス約1,300㎡

⑻　工事実施形態　この工事は、工事施工期間中における「①土工事における振動騒音・粉塵飛散防止対策、②工事用材料搬入時における交通安全対策」に関する施工計画等の技術的提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

⑼　この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　この工事は、資料提出及び入札を電子入札システムを利用した入札方式（以下「電子入札方式」という。）により行う工事である。ただし、電子入札方式により難い者は、発注者に対して従来の紙の入札書を提出する入札方式（以下「紙入札方式」という。）の申請を行い、承認を得た場合に限り紙入札方式により入札に参加できる。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本件工事の業種区分において、法務省の平成21・22年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の平成21・22年度における建設工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上であること。

⑷　平成８年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本件工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、地業工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績は、原則として、建物１棟で判断する（ただし、法務省収容施設において、一契約で複数棟を一括して施工した場合には、その延べ面積、構造及び階数を施工実績として認める。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。

他方、その過半を占めていない場合には、当該用途にかかる部分及びこれに付随する共用部分にかかる延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ア　同種工事

㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

㋑　構造・階数　ＲＣ造又はＳＲＣ造にあっては地上４階建以上、ただし、法務省収容施設にあっては地上２階建以上、Ｓ造にあっては地上11階建以上又は高さ31ｍを超えるもの。

㋒　建物規模　延べ面積5,000㎡以上、ただし、法務省収容施設にあっては延べ面積2,000㎡以上

㋓　工事種目　建築一式工事

イ　類似工事

㋐　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

㋑　構造・階数　ＲＣ造又はＳＲＣ造にあっては地上４階建以上、Ｓ造にあっては地上11階建以上又は高さ31ｍを超えるもの。

㋒　建物規模　延べ面積　5,000㎡以上

㋓　工事種目　建築一式工事

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を入札日の翌日から14日以内に本件工事に専任で配置することができること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成８年度以降に、元請として完成引渡しが完了した上記⑷ア又はイに掲げる同種又は類似工事について、地業工事から完成までの経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）。

ウ　所属建設業者から入札の申込のあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。

⑹　本工事に経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出する場合には、その構成員が、単体として申請書及び資料を提出していないこと（事業協同組合についても同様とする。）。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注業者でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は、価格並びに本工事における①土工事における振動騒音・粉塵飛散防止対策、②工事用材料搬入時における交通安全対策に関する施工計画をもって入札を行い、次の要件に該当する者のうち、評価値（入札者の申込みにおける標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　提案項目及び評価基準

ア　提案項目　①土工事における振動騒音・粉塵飛散防止対策　②工事用材料搬入時における交通安全対策

イ　評価基準

優：標準案に比して特別な創意工夫が考慮された提案

良：標準案に比してやや特別な創意工夫が考慮された提案

可：標準案に比して一般的な創意工夫が考慮された提案

⑶　総合評価の方法　評価点の配点は、各提案項目ごとに５点、合計10点とする。技術提案がもたらす効果の程度及び確実性によって提案項目毎に優（５点）、良（３点）、可（１点）で評価・判定し、評価点を与える。

標準点を100点とし、技術提案された各項目の評価点の合計点を加算点とする（加算点の最高点は10点とする。）。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与え、加算点は与えない。

⑷　その他具体的な内容等については入札説明書による。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房施設課経理係　電話03―3580―4111（内線2249、2265）

⑵　入札説明書等の入手期間及び入手方法

ア　入手期間　平成22年３月26日（金）から同年６月４日（金）まで

イ　入手方法　「入札説明書」、「法務省電子入札運用基準」、「法務省電子入札システム接続確認操作マニュアル（工事）―受注者編―」等は、ＨＰからダウンロードできる。

ＨＰアドレス：http://www.moj.go.jp

メニュー：「政府調達情報」及び「電子入札システム」

ただし、発注者の承認を得た者に対しては、上記⑴において交付する（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時まで。）。

なお、入札説明書別冊「概略図面」については、上記⑴において交付するので、必ず受領すること（休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで。）。

また、郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。